

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

消費税、給与か外注かのポイント

Q : 消費税では、給与に該当するか外注に該当するかで大きく違うそうですが、両者はどのように区分すればいいのですか？

A : 次のような点を参考にしてください。

【解説】

給与に該当するか外注に該当するかは、税務では給与所得に該当するか、事業所得に該当するかということになりますが、これについては、一般的に、次のように判定されています。

【給与所得】

給与所得とは、雇用契約等に基づき支払者の指揮命令を受けて提供した労務の対価である。

【事業所得】

事業所得とは、自己の判断や危険負担に基づく経済活動としての事業から生ずる所得である。

これにより判定が難しい場合は、次の事項を総合勘案して判定するものとされています。

- ① その契約に係る役務の提供の内容が他人の代替を容れるかどうか
- ② 役務の提供に当たり事業者の指揮監督を受けるかどうか
- ③ まだ引渡しを了しない完成品が不可抗力のため滅失した場合においても、その個人が権利として既に提供した役務に係る報酬の請求をなすことができるかどうか
- ④ 役務の提供に係る材料又は用具等を供与されているかどうか

